

# 後期高齢者医療制度

---

---

平成 20 年 4 月から後期高齢者医療制度がはじまりました

これまでは 75 歳（一定の障害をお持ちの 65 歳）以上の方は、国民健康保険などの医療保険に加入しながら、「老人保健医療制度」で医療を受けていましたが、平成 20 年 4 月からは新しい「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。

## 運営の仕組み

都道府県単位に全ての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が、後期高齢者医療事務（被保険者の資格認定、管理、被保険者証の交付、保険料の賦課、医療給付等）を行います。

奈半利町では、保険料の徴収と窓口業務（届出・申請受付）を行います。

## 1. 被保険者となる方

- [1] 奈半利町内に住所を有する 75 歳以上の方
- [2] 奈半利町内に住所を有する 65 歳以上 75 歳未満の方で、後期高齢者医療広域連合が一定の障害があると認めた方

## 2. 保険料

- かかった医療給付費の 1 割（但し、現役並み所得者は 3 割）を皆さんで負担することとなります。

- 保険料は、広域連合の条例で定められ、原則、県内均一の保険料となります。
- 保険料は、被保険者一人ひとりに課せられ、1人当りの保険料額は、その方の所得に応じて負担していただく部分〔所得割〕と、被保険者の皆さんに等しく負担いただく部分〔被保険者均等割〕との合計額となります。
- 低所得世帯の方は軽減されます（詳しくは6.保険料の軽減制度をご覧ください）
- 保険料は、どんなに所得の高い方でも、年50万円が上限となります。

後期高齢者医療制度に加入する直前に、被用者保険（社会保険、共済組合など）の被扶養者であった方については、新たに保険料負担が課せられることから、制度加入時から2年間は被保険者均等割を5割減額（所得割は課せられません）し、激変緩和を図ります。

### 3. 具体的には、次のようになります

A. 所得割額	収入に応じて計算	[総所得金額（注1）][他の所得と区分して計算される所得の金額（注2）から33万円を引いて8.88%を掛けます。
B. 均等割額	1人当り 48,569円	※ 低所得者保険料負担を軽くする制度があります。
合計	A + B = 年間保険料	※ 限度額は50万円

注1) 総所得金額は、雑損失の繰越控除をする前の金額です。

※ 公的年金のみの方は、年金収入から120万円を引いたものが総所得金



普通 徴収				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
----------	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

### 普通徴収の方は、便利で確実な口座振替の手続きを！

口座振替にすると、保険料が自動的に納付される仕組みですから、納め忘れや納期限を心配することなく、便利で確実に後期高齢者医療保険料を納めることができます。

口座振替の手続きは、奈半利町内の金融機関またはゆうちょ銀行に直接お申込みください。

## 5. 平成20年度の保険料の徴収の特例

### ①国民健康保険に加入していた方

原則、平成20年4月の年金支払時から保険料が特別徴収(天引き)されます。年金から特別徴収されない方については、平成20年7月から納付書または口座振替によって納めていただきます。

### ②健康保険組合、共済組合など上記以外の保険に加入していた方

平成20年7月から納付書または口座振替によって納めていただきます。年金からの特別徴収が可能な方については、平成20年10月の年金支払時から保険料が特別徴収されます。

ただし、加入保険の被扶養者となっていた方③については、平成20年10月から保険料の徴収が始まります。

### ※ご注意

制度が始まる直前(平成20年1月以降)に加入保険に変更があった方については、上記のようにならない場合がありますので、ご了承ください。

●が納めていただく月です

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	特別徴収	●		●		●		●		●		●	
	普通徴収				●	●	●	●	●	●	●	●	●
②	特別徴収				●	●	●	●		●		●	
	普通徴収				●	●	●	●	●	●	●	●	●
③	特別徴収							●		●		●	
	普通徴収							●	●	●	●	●	

## 6. 保険料の軽減制度

### ■低所得世帯に対する軽減

下の表の基準に該当する方は、保険料のうち**均等割**が軽減されます。

区分	基準となる所得金額
均等割の7割を軽減	世帯主と被保険者の軽減判定所得が33万円以下
均等割の5割を軽減	世帯主と被保険者の軽減判定所得が33万円＋ (24万5,000円×世帯主以外の被保険者数)

均等割の2割を軽減	世帯主と被保険者の軽減判定所得が 33 万円＋ (35 万円×被保険者数)
-----------	--

**※保険料の軽減対策の改善（後期高齢者医療制度の円滑な運営のための負担の軽減が平成 20 年 6 月に決定されました）**

平成 20 年度においては、7 割軽減を一律 8.5 割軽減に、所得の少ない方（基礎控除後の総所得金額等が 58 万円以下の方）は、所得割額が 5 割軽減になります。

**■健康保険組合（社会保険等）の被扶養者であった方に対する軽減**

後期高齢者医療制度の被保険者となる前日に健康保険組合などの被扶養者であった方は、加入月から 2 年間は均等割が 5 割軽減され、所得割は賦課されません。

○さらに平成 20 年度の特例措置として

4 月から 9 月まで・・・保険料の負担はありません

10 月から翌年 3 月まで・・・均等割を 9 割軽減

※ 平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月までの 1 年間においても、同様に 9 割軽減の措置を継続します。

**■平成 21 年度以降について**

(1) 所得の低い方への配慮として、7 割軽減世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が年金収入 80 万円以下の世帯について、9 割軽減とします。

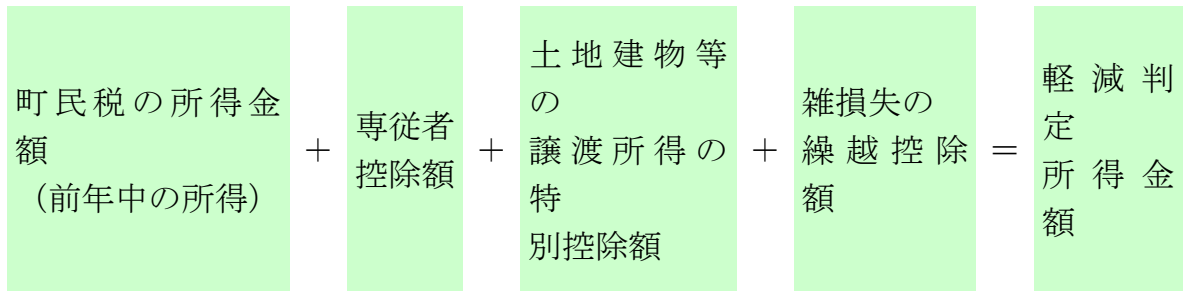
(2) 所得割を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には、年金収入が 153 万円から 211 万円までの被保険者）について、所得割を 50 パーセント程度（※所得に応じて軽減率が異なります。）軽減する措置を講じます。

## ■所得申告を忘れずに！！

(1) 世帯主と被保険者全員の所得申告が必要です。

所得の申告をしていない世帯主、被保険者の方は所得の申告をしてください。

(2) 軽減判定所得金額の計算



※後期高齢者医療保険に加入していない世帯主の所得も含まれます。

※年金所得の場合は、別途 15 万円が控除されます。

## 7. 保険料の減免制度

次に該当し、保険料の納付が困難な方には、保険料の減免制度があります。

### 要件

被保険者が、震災、風水害、火災等により現に居住する住宅や生活に通常必要な家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

### 申請の方法

減免要件に該当する方は、保険証、印かんと罹災証明書、被災証明書など災害の状況をあきらかにする書類を持参して減免の申請をしてください。

## 8. 病院等医療機関にかかるとき

医療機関等にかかる時、後期高齢者医療被保険者証を窓口に提示してください。窓口で支払う患者負担は、これまでの老人保険制度と同じように、1割（現役並み所得者は3割）です。

そのほか高額療養費の支給などについても、これまでの老人保険制度と同様のサービスが受けられます。

## 9. 医療費の負担割合

- 自己負担割合・・・後期高齢者医療制度の被保険者が医療機関等にかかる時の自己負担割合は、前年の課税所得（各種控除後の所得）により判定されます。

所得区分	判定基準	自己負担割合
現役並み所得者	課税所得が145万円以上の被保険者及びその被保険者同一世帯の他の被保険者。 ただし、被保険者並びにその属する世帯の他の被保険者の収入合計額が、1人の場合383万円未満、2人以上の場合520万円未満の方は、申請し認められると一般の区分となります。	3割
一般	「現役並み所得者」、「低所得者II」、「低所得者I」以外の被保険者	1割
低所得者II	同一世帯の方全員が住民税非課税の被保険者（低所得I以外の被保険者）	
低所得者I	同一世帯の方全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が0円（年金の所得は控除額を80万円として計算）となる被保険者	

- 医療費が高額になったときは・・・1ヶ月に払った医療費の自己負担額が定められた自己負担限度額を超えた場合には、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。高額療養費の支給対象となった月の翌々月頃に、広域連合から申請の案内と申請書が送付されます。申請書に必要事項を記入、押印のうえ奈半利町役場に提出してください。



## 10. 所得の申告は必ず！

所得が一定以下の方が受けられる保険料の軽減や減免は、町民税の申告がされていないと適用が受けられません。申告がされていない方は、後期高齢者医療簡易申告書にて昨年中の収入を申告してください。

収入がなかった方、非課税年金（障害基礎年金・遺族年金など）を受けている方も同様です。

※ 詳しくは奈半利町役場住民福祉課（0887-38-4012）までお問い合わせください